



当日でも受診できます! 乳がん集団検診(前期)

対象年齢であれば事前申し込みをしない方でも当日(午後のみ)受診することができますので、受付時間内にお越しください。ただし、定員数に達した場合は受診することができませんのでご了承ください。今年度、集団検診・個別検診で受診済みの場合は対象外です。

日にち 6月26日(金)・30日(火)、7月1日(水)・4日(土)・13日(月)・21日(火)

受付時間 午後2時15分～2時30分

場所 保健センター(湖北台1の12の16)※駐車場には限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

◎30～39歳の女性

(昭和51年4月1日～昭和61年3月31日生まれ)

内容 問診と超音波検査 **費用** 800円

◎40歳以上の女性

(昭和51年3月31日以前に生まれた方)

内容 問診とマンモグラフィ検査 **費用** 700円

乳がん集団検診(後期)の 申し込みも受け付けています!

詳しくは市ホームページまたは「保健センターだより3月号号外」をご覧ください(配布場所…市民課、保健センター、各行政サービスセンター、各近隣センター)。

☎ 健康づくり支援課 ☎7185-1126



日時 6月30日(火)午後1時～3時

場所 ガーデン藤ヶ谷ゴルフレンジ(送迎については要相談)

対象・定員 市内在住で障害をお持ちの方、先着5人

費用 2060円(ボール代)

申込 電話、ファクスで障害者福祉センター ☎7185-1024

障害者スポーツ体験教室 ゴルフ

日時 7月8日(水)午後1時～3時30分

場所 けやきプラザ1階体験コーナー

内容 ミニイベント「フラダンス観賞」

対象・定員 認知症の方、その介護をしている家族、15人(要申込)

費用 200円

申込 電話、ファクスで介護実習センター ☎7165-1288

認知症助け合いカフェ

イベントやおしゃべりを通じて、認知症の方とご家族の方の情報交換・リフレッシュができるカフェです。奇数月の第2水曜日開催しています。

松戸健康福祉センター 各種無料相談 7月

相談名	電話(予約不要)	来所	日時	予約・問
不妊相談	☎(予約不要)		14日(火)9時～11時30分	047-361-2138
		☎	14日(火)13時～15時	
思春期相談			13日(月)14時～17時	
精神保健福祉相談			7日(火)14時～16時	
酒害相談			16日(木)14時～16時30分	
エイズ検査	即日検査		7日(火)・21日(火)13時30分～14時30分	047-361-2139
	夜間検査		21日(火)17時30分～19時	
DV相談	電話(予約不要)		月～金曜日 9時～17時	047-361-6651
	来所		金曜日 9時～17時	

松戸保健所我孫子連絡所(保健センター3階)9時～17時
 専門職員出張日 食品 ☎ 8・22日(火) 環境 ☎ 21日(火) ☎ 047-361-2139

自転車保険加入者に「手賀沼のうなぎちゃん」の交通安全反射プレートを配布!

市では、自転車保険に加入した方に「手賀沼のうなぎちゃん」がプリントされた交通安全反射プレートを配布しています。

市内の自転車整備店でTSマーク付帯保険に加入した場合はその場で配布します。平成27年1月以降に加入されている方や市外の自転車整備店でTSマーク付帯保険に加入、各保険会社で取り扱う損害賠償保険に加入した場合は、加入を証明する資料を市民安全課に持参してください。プレートの配布は1台につき1枚とします。



自転車保険に加入しましょう

自転車は、身近で手軽な乗り物ですが、夜間の無灯火や無謀な運転など交通ルールを守らないと危険な乗り物になってしまいます。重大事故を起こすと、多額の損害賠償金を自己負担することになります。万が一に備え、保険に加入しましょう。

【加入方法】

①加入している自動車保険や損害保険などに特約で加入できるものもあります。各保険会社にご相談ください。

②TSマーク

年に1回、自転車安全整備店で点検・整備した自転車にTSマークが自転車に貼付されます(写真)。

TSマークには、傷害保険と賠償責任保険の2つがセットになった1年間の付帯保険がついているので、もしものときに安心です。年齢に関係なく、どなたでも加入できます。自転車安全整備店で取り扱っています。

☎ 市民安全課・内線485



6月は「動物の正しい飼い方推進月間」

動物は「命あるもの」です 人と動物の共生に配慮して接しましょう

- 動物を飼う前に、周囲に迷惑をかけず、責任を持って最後まで飼うことのできる環境であるかどうか、よく考えましょう。
- 動物には、迷子札やマイクロチップをつけるなどして、災害時等に離れてしまっても、飼い主が分かるようにしましょう。犬は、首輪等に登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが、狂犬病予防法で義務づけられています。
- 犬の放し飼いは禁止されています。また、猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声などによる被害を防止でき、また、感染症や交通事故などの危険から動物を守ることができます。
- 飼っている動物の糞尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう。
- 適正に飼うことができない子犬・子猫を増やさないために、不妊・去勢措置をしましょう。
- どうしても飼えなくなった場合は新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは新しい飼い主探しをお手伝いします。
- 愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大100万円の罰金が科せられます。また、殺傷すると最大で2年の懲役または200万円の罰金が科せられます。

千葉県動物愛護センター東葛飾支所では、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的に開催しています。また、動物愛護、犬・猫の正しい飼い方などについて、学校の授業や地域の勉強会等に無料で講師を派遣します。

☎ 松戸健康福祉センター(保健所) ☎047-361-2139、千葉県動物愛護センター東葛飾支所 ☎7191-0050、(公財)千葉県動物保護管理協会 ☎043-214-7814